

中国による香港統治の行方

遊川和郎

二〇二〇年六月末、香港国家安全維持法（国安法）が施行された。二〇二一年一月末までの7カ月で同法により計97人を逮捕、8人を起訴した。この他にも海外在住、逃亡した活動家も指名手配されている。2月末にはさらに47人を国安法（国家政権転覆罪）で起訴、公判も始まった。

中国、香港政府がそれぞれ強調するように、国安法施行後は破壊行為や放火などの過激な行動は影を潜めた。折からのコロナウィルス感染症拡大によりデモや集会も下火となり、「止暴制乱（暴力と混乱の収拾）」という目的はひとまず達成された。

これで逃亡犯条例改正反対運動に端を發した抗議活動に対する中国政府の強力な介入措置は一段落したかのように見えたが、まだ続きがあった。選挙制度の改変である。

今年3月の全人代では、香港の選挙制度改変に関する大方針を決定した。中国政府の狙いは何なのか、今後香港統治をどのようにしようと考えているのか、それは可能なのか、以下略述する。

1. 選挙制度改変の背景

中国国内ならば国安法のような取締り強化の法律が施行されれば、一切の抗議活動は封じ込

表. 香港情勢の推移(2019年3月～)

2019年 3～6月	逃亡犯条例改正反対運動の盛り上がり	抗議活動は「和理非」、香港政府は強硬成立を図るが失敗、中国政府静観
7～11月	活動の過激化・反政府運動化	放火など過激化、警察の強行取り締まり 四中全会(10月)
12月～ 2020年3月	双方が次の出方を探る	区議会選挙(11/24)で民主派圧勝 コロナ休戦
～6月	中央が攻勢に転じる	中聯弁、港澳弁の主任人事(1,2月)、全人代で国安法制定方針(5/21)、制定(6/30)
7月～	国安法施行で厳しい締め付け	苛酷な法執行、活動家への威嚇。司法、報道、教育の締め付け。立法会選挙(9/6 予)で民主派12人DQ、選挙1年延期
11月～	活動家、議員への厳しい弾圧	全人代常務委が民主派立法會議員4名DQ(11/11)、民主派53+2名一斉逮捕(21/1/6)、活動家の逮捕、収監、起訴相次ぐ
2021年 2月～	「愛国者治港」キャンペーン	全人代で「香港の選挙制度見直しに関する決定」採択、同常務委が見直し案決定

(出所)筆者作成

め可能である。しかし、香港では不完全ながらも選挙という匿名での静かな抵抗手段が残っていた。特に19年11月の区議会議員選挙の結果は当局にとって衝撃だったと思われる。区議選は事実上、逃亡犯条例に端を發した激しい抗議活動とそれに対する政府の対応への市民の意思表示機会となり、その結果は民主派（非親中派）が全452議席中386議席獲得という親中派にとって想像を絶する大敗だった。

区議の比率が一定程度反映される現行の立法会、行政長官の選挙制度では、親中派の過半数割れという「カラー革命」が起こりかねない。民主派が共同で実施した立法会選（20年9月実施予定）の予備選（7月実施、立候補者絞り込み）には、予想を大きく上回る約61万人の住民が参加し、6月末に施行したばかりの国安法の是非が選挙の争点になってしまった。香港政府は7月末、感染症対策を理由に立法会選挙を1年延期、この間に親中派が絶対に勝てる仕組みを作ることが至上命題となった。

今年に入り、「愛国者による香港統治」のキャンペーンが展開され、そして非愛国者の政治参加を許している現行の選挙制度を是正しなければならぬ、という論調が醸成され、今回の大幅な選挙制度改変となった。

2. 選挙制度改変の目的と内容

当初は、中国国内での在外投票実施など現行制度枠内での対策が検討されていたが、それでも選挙には不確実性がつきまとう。次第に、区議會議員に与えられている計6議席の廃止や選

挙区の再編（選挙区を小さくし定数は正）、比例代表制を別方式に変更、といったようになり、ふり構わぬ露骨なルール変更を予測する報道が見られるようになった。

ところが、蓋を開けて見ると予想をさらに大きく上回る根本的な枠組みの変更が企図されていた。徹底的な非親中派の排除とコアな親中勢力による絶対支配である。具体的な改変案は4月の全人代常務委員会で決定され、香港での関連条例の修正を経て施行される見通しだが、ポインタは選挙委員会の機能強化、審査委員会の新設、の2つである。

現行、選挙委員会（4分類、各300名、計1200名）の役割は、行政長官候補のノミネートと、行政長官選挙での投票権を有している。報道を総合すれば、これを以下のように改変する。

① 4分類を5分類に増やし、定数を計1500名に増員。第5分類は香港選出の政協、人代代表に割り当て。第4分類中の区議会を廃止し、政協、人代代表を第5分類に移して再構成

② 行政長官選挙において、ノミネートは各分類から15名以上、全体で188名以上必要

③ 立法会選挙において、立候補には選挙委員会のノミネートが必要（新）

④ 立法会に選挙委員会の枠を設け、全体の定数を70名から90名に増員。現行の直選35名、職能別35名を改め、職能別中の区議会枠計6議席は廃止。改変後の構成は、直選20、職能別30、選挙委員会40

⑤ 資格審査委員会を新設し、選挙委員会委員、行政長官、立法会議員の候補者資格を審査

今回の選挙制度改革は、一九八〇年代初頭の中英返還交渉以来模索を続けていた「香港住民の民意を反映した政治制度の構築」という方向性を放棄することを意味する。当初から中国側は植民地・香港に中国では未経験の自由な選挙制度を導入させられることに強い不満を抱いていた。一九八九年の天安門事件を契機に、中国

の強権的な介入を抑止するには香港人が議員と行政長官を選べる普通選挙が不可欠との声が強まり、中国側はこれを受け入れざるを得なかったが、導入期限を示さないことで切り抜けた。それでも返還後は、「普通選挙によって選出することを目標とする」とした基本法を意識し、漸進的に普通選挙の要素を取り入れていたが、今回、選出に民意ではなく中国の意向を強く反映させる選挙委員会を新設し、さらに立候補にも厳しい制限を加えることで、約40年に及ぶ模索は打ち切りになったと言つてよい。言い換えれば、中国自身が一国二制度によって制度の異なる開放都市を維持していくことが困難になったということである。

3. 今後の香港統治

反対勢力が排除されたことにより、香港の政権運営は無風になったように見えるが、事はそう単純ではない。まず、民主派が議会からいなくなったことで、親中派内の主導権争い、足の引つ張り合いが生じている。特に、林鄭月娥行政長官が国安法施行後、続投に意欲を示し始めたことで、親中派内ではそれを許さないとする

代理戦争、中央への忠誠アピール合戦が頻発している。

林鄭長官の続投を望む声は、市民はもちろん親中派内にも全くない。林鄭長官は、コロナの制圧が中央から課された統投の条件だとして懸命に取り組むが、親中派議員や中国系メディアの中からも政府のコロナ対応や経済対策をめぐって激しい批判が浴びせられている。そもそも親中派は業界や部門の利益代表的な色彩が濃く、コロナ対策予算等自派への利益誘導の主張が目立つ。

もう一つは、「愛国者」の統治能力に委ねて果たして大丈夫なのか、という問題である。中央はこれまで数で劣る民主派に振り回されていた親中派に全幅の信頼を置いているわけではない。親中派の主要メンバーは労組、同郷組織や愛国系学校教員、親財界関係者、草の根組織など、大所高所に立った統治の経験に乏しいのが現実である。今回の選挙制度改革には、既得権益化している親中派の権力構造を一度ご破算にする意図も見て取れる。

中国による香港統治の次の段階は、愛国者統治をいかに実現するかであり、そのためには民主派の一掃だけではなく、既存親中派勢力の淘汰、再編が必要である。「狡兎死して走狗烹らる（『史記』）」という格言を思い起こさずにはいられない。

（ゆかわ かずお・アジア研究所教授）